

## 法医解剖を通じてみたSIDS

八十島信之助(杏林大学法医学)

医療をうけることなしに突然死亡するのが特徴である SIDS の死亡例は、大学での病理解剖の対象になることが少ない。しかし法医学の分野では、原因不明の急死として、誰かの過失による疑から捜査の対象になり、あるいは犯罪の疑がなくても監察医務の対象として、司法なり行政なりの法医解剖を行う機会が少なくないはずである。日本法医学会は病理学会にならって、1981年始めて1980年における解剖例を集め、法医鑑定例概要を刊行した。これに集録された解剖例のうちから、乳児の死亡例をピックアップし、特に SIDS を目標にして若干の検討を行なった。疫学的調査と称するには、余りに資料が少なく、また資料の内容も不均一であるなど問題があるが、法医解剖を通じて SIDS をみたことにはなるものと考えられる。

法医鑑定例概要(1980)には、大学の法医学教室を主とする、日本法医学会の73の維持機関が参加、資料を提示している。しかし、何かの事情で参加していない教室もあり、鑑定例といっても解剖による鑑定のない所もある。また鑑定例という条件から、極めて豊富な行政解剖例をもちながら、これが、されていない機関もあれば、司法解剖、行政解剖の全例を掲載している教室もある。このようなわけで内容が不均質で、調査の資料としては完全とは云い難く、またこれは学会の内部資料であって、具体的な内容の公表は差控えることになっていて、発表に徹底を欠くうらみも無いわけでない。

解剖例を提示したのは66機関で、全例は 2,878 例である。白骨死体の検査は除いてある。その中で、1才未満、0才と記されたものは、出生直後のものを含めて230例(8.0%)、出生直後の死亡とされているのは131例(4.6%)である。この数字には解剖の結果死産児とされたものや、高度の死後変化に陥っていたと認められたものは除いてある。

さて全例中で、SIDS またはこの疑とされたものは17例で、出生直後のものを除いた0才児99例の中では14例(14.1%)であった。そのほかに1才児2例、2才と記録されているものが1例である。すべてが就寝中の死亡であって、いわゆる無認可保育所での死亡、うつぶせで死んでいたというものを含んでいる。共通の解剖所見としては、法医学でよくいう急死の所見、諸臓器のうっ血、あちこちの粘漿膜での溢血点、死後も流動性の血液などで、中には胸線が大きいというもの、肺胞隔膜が厚いなどと記載されたものもあった。SIDS の概念が確定されていないこともあって、発熱があったとか、軽度の気管支肺炎、あるいは間質性肺炎の所見をみたというものもあった。また著しい低体重出生児も含まれており、これらは人によっては別の死因病名をつけるかも知れない。

注意をひくのは、死因病名として SIDS を用いたのが、提示した66機関の中で10機関にすぎないことである。他の56機関のうち、1才未満児10例以上の解剖例を有する10機関を

抽出して、SIDS を含む病死という決定と、外因死を死因とするものとを比較すると、明らかな差がある。SIDS を死因病名に用いない機関では、外因死の比率が高くなっている事が、1%以下の危険率で認められる。全般についていえば、2才以下で198例(68.8%)が外因死とされている。その中にはいわゆる墜落産による溺死や、明らかな他殺によるものも含まれている。しかし睡眠中の鼻口部閉塞による窒息死19例や、吐乳の吸引による窒息15例など、問題を含むものもあって、演者の個人的見解では、198例中の31例(15.7%)は、SIDS として再考する余地があるのでないかと考える。

病死とされたもの41例(14.2%)の中にも、呼吸不全症とか間質肺炎とかを死因病名として、やや問題のあるやに考えられるものが5例(12.2%)があり、また不明として採録されている29例(10.0%)の中にも、SIDS の可能性が否定できないようにみえるのが、4例(13.8%)含まれている。

SIDS、その他の病死、鼻口閉塞、吐乳吸引の4種の死因について、季節的変動があるように見え、かってそのような報告もされているが、ここで扱った少数の資料からは、何とも云えない。

以上の検討から、今日法医解剖によって乳児の急死例の死因を決定するに当っては、まずSIDS の概念の確定、所見、病変、死因の関係についての考慮、新生児、乳児における正常ないし発育途上の所見と病的所見との峻別、特に肺の組織学的発育、リンパ組織の大きさと数の問題、吐乳の気管内流入の生活反応などの問題を考慮する必要が痛感される。さらに機関による解剖経験数の著しいかたよりが存在することも、一つの問題といえよう。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



医療をうけることなしに突然死亡するのが特徴である SIDS の死亡例は、大学での病理解剖の対象になることが少ない。しかし法医学の分野では、原因不明の急死として、誰かの過失による疑から捜査の対象になり、あるいは犯罪の疑がなくとも監察医務の対象として、司法なり行政なりの法医解剖を行う機会が少なくないはずである。日本法医学会は病理学会にならって、1981 年始めて 1980 年における解剖例を集め、法医鑑定例概要を刊行した。これに集録された解剖例のうちから、乳児の死亡例をピックアップし、特に SIDS を目標にして若干の検討を行なった。疫学的調査と称するには、余りに資料が少なく、また資料の内容も不均一であるなど問題があるが、法医解剖を通じて SIDS をみたことにはなるものと考え。